

## 支援事業・制度の概要

分野	⑦教育・人材育成
活用する場面	VII 「活動に必要な物品を整備などしたい」場面
事業・制度の名称	児童・少年の健全育成助成
趣 旨	この事業は、日本生命財団(ニッセイ財団)が、次代を担う子どもたちがたくましく心豊かに成長することを願い、地域活動の一環として定期的・継続的に実施している“元気っこ活動”(子どもたち自身が主人公となり行なう、自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動等)や“地域の子育て活動”に対して必要な物品の助成を行っているもの。
実施主体	地域活動の一環として支援対象事業の活動を定期的・日常的に継続して取り組んでいる民間のグループ・団体で知事の推薦を受けたもの (1) 設立後一年以上の活動実績があり、常時20人以上の会員規模 (2) 月1回以上の定例活動日を定め継続して運営 (3) 構成員の半数以上が児童・少年である団体 など
支援対象事業	分野1. 自然と親しむ活動 ・自然体験、自然観察、野外活動など 分野2. 異年齢・異世代交流活動 ・子ども会、ジュニアリーダー活動、スポーツ活動、音楽活動他 ・中高生を中心とする居場所づくり活動 ・伝承遊びなどの体験学習活動 郷土芸能の保存・伝承活動 ・地域に根ざした文庫、おはなし・人形劇活動 分野3. 子育て支援活動 分野4. 療育支援活動 分野5. フリースクール活動
採択要件、補助要件	支援対象事業を継続的に実施するにあたって、その活動になくてはならない直接活用物品で、子どもたちが待ち望み、子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品
補助率、補助限度額等	1団体あたりの助成金額、30万円以上60万円以内(物品助成)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	毎年度、県全体の助成金総額がニッセイ財団により設定される。 10月 ニッセイ財団が申請要項決定・県に推薦依頼 11月 各市町を經由し募集、各地方局総務県民課に申請書提出 12月 県からニッセイ財団に推薦 4月 助成団体決定
最近の実績	平成21年度: 6団体220万円分の物品を助成 平成22年度: 5団体220万円分の物品を助成 平成23年度: 5団体220万円分の物品を助成 平成24年度: 4団体220万円分の物品を助成
県の担当窓口	男女参画・県民協働課青少年係 Tel(089)912-2415 Fax(089)912-2444 E-mail: danjokyodo@pref.ehime.jp 東予地方局 総務県民課 Tel(0897)56-1300 中予地方局 総務県民課 Tel(089)941-1111 南予地方局 総務県民課 Tel(0895)22-5211
関係省庁、団体等	各市町青少年健全育成担当課
関係URL	<a href="http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/">http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/</a>